

2022年
10月1日
料金改定
(増額されます)

初診時選定療養費と

紹介状なしで初めて受診した場合。前回の治療完了後も受診は初診となります。

再診時選定療養費について

病状が安定し他院へ紹介した後も、当院での診療を希望して受診した場合。

現在、初診時および再診時に頂いている選定療養費は、医療制度改定に伴って2022年10月1日より以下のとおり料金が改定されます。

選定療養費の種類	対象の方	改定	
		【前】 2022年9月30日まで	【後】 2022年10月1日より
初診時 選定療養費	初診の際に、他の医療機関からの診療情報提供書（紹介状）を持たずに受診なさった方	5,500円 (税込)	改定 → 7,700円 (税込)
再診時 選定療養費	治療により状態が落ち着いた後、当院担当医が他の医療機関へのご紹介を申し出た後も当院での診療を希望し受診なさった場合	2,750円 (税込)	改定 → 3,300円 (税込) 受診の都度、

■ご負担の対象とならない例

- 救急搬入などの救急患者
- 当院の他の診療科で継続通院が必要な方
- 妊娠・ご出産の方
- 国の公費負担医療制度の受給対象者
- 自費診療の方
- 治験、労災、公務災害、交通事故、予防接種の場合
- 特定の障がい、特定の疾病などにより各種公費負担制度の受給対象の方
- ※子ども医療費助成制度の受給対象者はご負担が発生します
- その他、医療機関が直接受診する必要性を認めた場合

現在、国の主導により「医療機関の機能分担」が推進されております

この制度は、日常の診療は地域の身近な「診療所やクリニック」といった「かかりつけ医」にかかり、専門的な検査や治療・手術が必要な場合には「かかりつけ医」に診療情報提供書（紹介状）を書いてもらい病院にかかるというもので、多くの病院では患者さんが大きな病院に集中しないように、また、より重症の患者さんの診療に専念できるようこの制度を取り入れています。

ハートライフ病院は地域医療の中核を担う「地域医療支援病院」という種類の病院で、本制度に基づく一部の例外を除き「診療情報提供書（紹介状）」が必要です。

地域の「かかりつけ医」と連携して、「かかりつけ医」では対応が困難な検査や治療・手術が必要な患者さんを受け入れております。また、当院での治療により状態が落ち着いた後はかかりつけ医の元にお戻り頂き治療を継続して頂くことで病院と診療所の役割分担を進めております。皆様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

■制度の詳細は、厚生労働省 HP をご覧下さい■

2022年8月

社会医療法人かりゆし会 ハートライフ病院 病院長

当院に通院中の患者さんへ

症状が安定し処方のみで通院している患者さんは近隣の診療所へ紹介させていただきます。

症状が安定し処方のみで通院している患者さん

近隣の診療所へ紹介（定期通院）

必要時には半年、または一年に一度
ハートライフ病院での定期フォロー

診療所へ通院中に症状が悪化した場合や精密検査が必要とされた場合には、早急にハートライフ病院に紹介して頂き受診して頂きます。

当院では「2人主治医制」を推進しています

日頃の健康管理や軽い病気の治療などは「かかりつけ医」が行い、入院治療や精密検査などの高度な医療が必要とされた場合には患者さまをご紹介いただき、ハートライフ病院で治療を行っていきます。

その際に紹介状（診療情報提供書）をお持ちいただくことにより、当院の担当医師と地域のかかりつけ医が患者さんの健康状態についての情報共有ができます。また、受診時に係る選定療養費もお支払いいただく必要はありません。当院では救急車で来院をのぞき、かかりつけ医での受診をお勧めしています。かかりつけ医が決まっていない方には、ご自宅又は職場の近くの医院・クリニックをご案内しております。ご希望の方は、地域医療連携室までお問い合わせ下さい。



右記の QR コードから
ご自宅や職場近くの診療所を検索できます。

ハートライフ病院 診療所検索

検索

